

# Tomorrow

ともにすてっぷ

第5号

だれもが一人ひとり、たいせつな存在です。  
あなたとパートナー、お互いを尊重していますか?  
二人の関係を考えてみましょう。



## ●特集●

ドメスティック・バイオレンス

「女性に対する暴力」を考える

# 特集

# ドメスティック・バイオレンス(DV)を 知っていますか?

あなたは、ドメスティック・バイオレンスあるいはDVということばを聞いたことがありますか。

## 家庭の中で暴力が

「家庭」は、誰にとっても安らぎの場所、ホッとできる場所であってほしいものです。

でも、「家庭」が安らぎの場所でないことがあります。児童虐待、高齢者への虐待、家庭内暴力...など「家庭」が暴力の場となっていることがあるのです。多くの場合、暴力を受けている人が訴えない限り、「家庭」で起こっていることが外部の人にはなかなかわかりません。

ドメスティック・バイオレンスは、夫や恋人など親密な関係にある男性から女性に対してふるわれる暴力のことです。英語の頭文字をとってDVとも呼ばれます。DVは家庭内のできごとであることに加えて、夫婦・恋人同士のけんかの一つととらえられて、これまで表面化することが少なかったのです。

※「ドメスティック・バイオレンス」は直訳すると「家庭内暴力」です。日本では、思春期の子どもから親に対する暴力のことを指して「家庭内暴力」と使われていたことから、夫婦間の暴力を指すことばとして「ドメスティック・バイオレンス」が使われています。



## 暴力とは、殴る、ける、だけではありません

DVでいう暴力とは、殴る、ける、といった直接身体にふるわれる暴力だけではありません。ことばによる脅しやおとしめ、無視する、生活に必要なお金を渡さない、性的な行為を強要する、なども暴力といえるのです。

これらの暴力を受けることによって、女性はことばづかいやふるまいを制限するようになります。つまり、暴力は女性が自由に発言し、活動する権利を侵害していることになるのです。

DVの実態を明らかにするために、国では調査が行われました。

### ★女性が暴力を受けた経験★



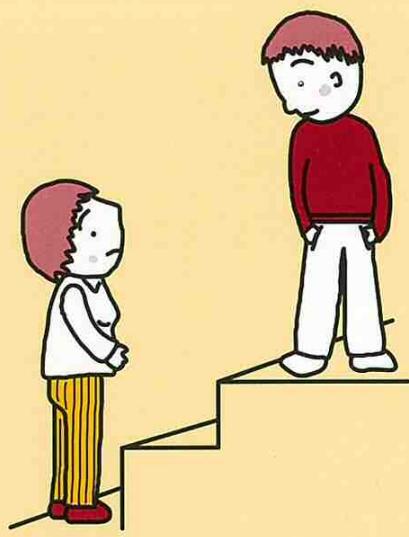
## DVは被害者にも子どもにも影響を与えます

暴力を受けることで、からだだけでなくこころにも大きな傷を負います。

### こころにも身体にも影響が

加害者は暴力を被害者のせいにしようとしますから、被害者は「自分はだめな人間なんだ」と思い込まれることがあります。長い間、暴力によって支配された状態が続くと、被害者は自分に対する自信を失い、うつ状態になることもあります。

身体的暴力によって受ける外傷だけでなく、いつ暴力を受けるかもしれないという緊張や恐怖感から、不眠、頭痛、食欲不振、めまい、しびれなどの身体の症状が現れることがあります。



## DVのむこうには

DVは目に見える暴力だけの問題ではないのです。

### 男女が平等でない

なぜ、安心できる場所であるはずの家庭の中でDVが起こるのでしょうか。DVの背景には、「男性が主、女性は従」という性差別的な考え方、「嫁にもらう」ということばに表わされるような古い「家父長的家意識」、女性の経済力の弱さ、男性の体力的優位性などがあります。

このような中で、男性が女性を所有物のようにみなし、自分の思いどおりにならなかったとき、女性を思うままにコントロールしようとすることがDVにつながります。暴力をふるう男性は「妻に対するしつけだから」と言います。でも、対等な関係の男女であれば、しつける、しつけられるなどといったことはならないでしょう。

### 男性に期待される「男らしさ」もDVにつながる

男性は子どもの頃から、家庭の内や外のさまざまな場面で、強くたくましいことを期待されて育ちます。人をリードすることや立派に一家を養うことが「男らしい」とされ、泣いたり、不安な様子を見せることは「男らしくない」とされています。

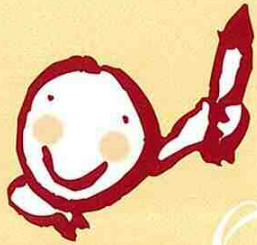
男性が自分の「男らしさ」にこだわると、妻や恋人の言動から男の汚券こけんを傷つけられたと感じ、暴力をふるうことにつながります。

### DVは子どもにも大きな影響を

DVは子どものこころにも大きなダメージを与えます。子どもは母親が暴力を受けるのを見て、恐怖を抱き、精神的に不安定な状態におかれます。夜泣きをしたりうなされたりすることもあります。

また同時に、暴力によって感情を発散し、問題を解決するというあやまった解決方法を身につけてしまうこともあります。子どもの成長にとって、DVのある家庭で育つことは非常に不幸なことといえます。





## あなたも考えてみてください

DVについては、社会の中でさまざまな間違った思い込みがあります。あなたはどうでしょうか？

### Q and A

Q DVは一部の乱暴で粗野な人に起こるのでは?

A 暴力をふるう男性は、経済的水準、社会的地位、職業などさまざまです。外見は立派で人当たりもよい、誰からも信頼されているといった人の中にも、家では妻を殴る、という人がいるのです。

Q DVなんて、めったにないことでしょう?

A 国の調査によると、「命の危険を感じるくらいの暴行」というもっとも程度のひどい暴力を一度でも受けたことがある女性は4.6%です。20人に1人が命の危険を感じたことがあるというのは、それまでに至らない暴力を受けた人がもっと多くいるということです。

Q 暴力をふるわれる女性にも問題があるのでは?

A どんな場合でも暴力を正当化することはできないでしょう。もし、気に入らないことがあったとしても、暴力によらない解決の方法もあるはずで、暴力をふるわれてよいという人など誰もいないのです。

Q 女性だって暴力をふるうでしょう?

A 配偶者間で女性から男性に対する暴力もみられますが、配偶者間の暴力で傷害事件になったものを見ると、被害者は圧倒的に女性が多くなっています。また、ほとんどの場合、経済力や体力において男性のほうが優位ですから、女性が受けるほどのダメージや恐怖を男性が感じることは少ないでしょう。

## おとこのため息

A男「なるほど…。女性がDVのうっぷんを、今度は立場の弱い子どもに向けるケースもあるわけだね。

そう考えれば単純に男女の間のことだと済ませる問題ではないよなあ」

B男「でも、ことばの暴力なら女性のほうが多いぜ。それもDVになるなら、ボクなんかは日常的に暴力を受けているね」

C男「これもDV、あれもDVと騒ぎすぎると、これから男性は何も言えなくなってくる。これはDVになるのかならないのかって、疑心暗鬼に陥ってしまうよ」

A男「身体的な暴力は別として、何が暴力なのかそうでないのか、はっきりしていないよね。でもそれをきっちりと議論できるのが成熟した社会といえるだろうな」

D男「ほんとだね。でも、セクシュアル・ハラスメントは『相手の嫌がることはしない』だったね。DVも暴力的な行為で、パートナーをびくびくさせたり顔色を見て暮らす『対等でない状況を作らない』と考えてはどうかなあ」

A男「男も女も対等な立場でものが言えるということがたいせつで、お互いの関係が信頼に基づいているかどうかということが大事なんだ」

B男 C男 D男 「ナットク！」

## 大阪府女性相談センターをたずねて

大阪府女性相談センターでは、女性からのあらゆる相談を電話や来所により受け付けています。すべての相談のうちDVに関するものが6割を占め、相談件数は5年前に比べて3倍近くにのぼっています。またDVで夫から逃げてきた女性やその同伴児童の一時保護も年々増加しています。一時保護の間、入所者の意向に沿って安全を守る配慮をしています。

DVの相談が増えている背景には、DVが社会問題としてマスコミ等で取り上げられるようになり、暴力に対する女性の意識が変わってきたことがあります。一方で、景気が上向きにならないことから精神的に追い詰められた男性が加害者となっている事例もあります。雇用不安は男性だけでなく、自立しようとする女性に対しても簡単に仕事がみつからないなど高い壁となっています。

配偶者からの暴力防止法が成立後は、相談を受けた際に、法律による接近禁止命令などについて情報提供を行っています。平成14年4月からは配偶者暴力相談支援センターとしての機能が加わり、さらにきめ細かな対応が必要になると考えています。



## DVを防止するための法律もできました

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

これまで、DVの被害を訴えても「法は家庭に入らず」という考え方で夫婦げんかのひとつとみなされてきました。DVが社会問題としてその被害が明らかにされ、DVは女性の人権を侵害する行為という認識が広まることで、DVの防止と被害者の保護を目的とした法律が成立しました。

法律では、配偶者間の暴力によって生命や身体に重大な危害を受ける恐れがあるときに、地方裁判所は被害者の申立てにより、加害者に対して6か月間の接近禁止及び2週間の住居退去を命じることができます。配偶者には事実上の婚姻関係を含み、命令に違反した場合には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が課せられます。

またその他に、被害者からの相談にあたり、カウンセリング、一時保護、情報提供などを行う配偶者暴力相談支援センターを各都道府県に設置することや関係機関への通報などについても定められています。

平成13年4月13日公布、同年10月13日施行

(配偶者暴力相談支援センターの設置については平成14年4月1日から施行)  
この法律は、夫からの暴力だけでなく妻からの暴力も対象としています。

### ビデオ紹介



ペイ・フォワード  
ビデオ 1,680円  
DVD 2,500円  
ワーナー・ホーム・ビデオ

主人公の少年のクラスは、新学期に新しい担任の先生から「世界を変えるようなことを考えて、実行してみる」という課題を与えられます。彼が考えたのは、困っ

## ペイ・フォワード

勇気をもつことのたいせつさを教えてくれる

ている人3人を助けてあげて、その助けられた3人がそれぞれ別の3人を助ける、というもの。そうすれば善意の輪が世界中に広がっていくはずと考え、彼は行動に移します。

少年は、母親に暴力をふるう父親が数年前に出て行った後、アル中を克服しようとする母親と2人で暮らしています。少年がつくったきっかけから母親と先生は互いに好意をもつようになりますが、そんな矢先に出て行った父親がふらりと戻ってきて、もう一度やり直したいと言うのです。少年は二度と暴力の恐怖を味わいたくないと思っていますが、母親は父親にもう

一度チャンスを与えようとするのです。

母親が先生にそのことを告げに行くと、彼は自分の身体のケロイドは、父親の暴力から母親を守ろうとして父親から大やけどをさせられたからだと語ります。少年に直接暴力をふるわないとしても、母親が暴力をふるわれていれば少年は恐怖の中でおののいています。少年を守ってやれ、と母親に叫ぶのです。

ラストでは少年が勇気を奮い起こして、いじめられっ子の友達を助けたことに対するあまりにも大きな代償が…。しかし、すでに少年の善意の輪を広げる行為は、國中に広がっていたのです。

## 女性相談の現場から



### 藤井寺市に「女性のための相談室」ができました

藤井寺市では平成13年4月から月に1回「女性のための相談室」を開設し、夫婦の問題や人間関係の悩みなどさまざまな相談を受けています。

DVが起こる背景には、男性が優位と考える社会や文化があります。女性がDVを受け続けると、夫には従うべきという意識の枠にとらわれて、自分を責めたり、無気力になってしまることがあります。

暴力には、夫婦間のいろいろな問題がからまっていることが多いです。たとえば、夫のアルコール中毒やギャンブル、借金、浮気などです。また働く環境が厳しい現在では、仕事上のストレスもあります。こうした問題が引き金になってDVにつながっていることもあります。

### あなたと一緒に考えます

DV防止法が施行されてから、各地の女性センターなどでDVに関する相談が増えています。女性たちの自分らしく生きていきたいというこころの声ではないでしょうか。そういう意識をもつことはたいせつなことです。そして、「私はどうしたいのか」をありのままに感じてほしいと思います。

相談室にはあなたが自分なりの結論を出すまで何回お越しいただいても構いません。あなたの気持ちをたいせつにしてあなたと一緒に考えていきます。一人で悩まずに、ぜひ相談室に足を運んでください。

また、もしあなたがDVで悩む女性から相談を受けた時には、まずよく話を聞いてあげてください。そして専門機関を紹介してあげてください。

「女性のための相談室」カウンセラー 米田佳子さん

### 女性のための 相談窓口

#### ●藤井寺市「女性のための相談室」

毎月第4月曜日(2002年2月・3月は第4金曜日)

10:00~15:00

※1日4人までで予約が必要です

#### ●大阪府立女性総合センター(ドーンセンター)

大阪市中央区大手前1-3-49

TEL 06-6937-7800

月・火・木・金 10:00~16:00 18:00~20:00

土・日・祝 10:00~16:00

(2002年4月1日から変更の予定 問い合せ先事務局 TEL 06-6910-8588)

#### ●大阪府女性相談センター

東大阪市永和1-7-4

TEL 06-6725-8511

月~金 9:30~16:30

(一時保護の相談は24時間受付)

祝・年末年始は休み

#### ●大阪府女性相談センター

みなみ相談コーナー

大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F

TEL 06-6761-7181

毎日 9:00~21:00(受付は20:30まで)

年末年始のみ休み

#### ●女性の人権ホットライン(大阪法務局)

TEL 06-6942-1238

月~金 8:30~17:00

#### ●女性に対する暴力電話相談

(大阪弁護士会)

TEL 06-6364-6251

第2木 11:30~13:30

